

議案第 1 4 9 号

京丹後市国民健康保険直営宇川診療所の指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市国民健康保険直営宇川診療所の指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市国民健康保険直営 宇川診療所	京丹後市丹後町久僧 4 1 7 番地	京丹後市丹後町岩木 4 8 7 番地 社会福祉法人はしうど福祉会	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、京丹後市国民健康保険直営宇川診療所の管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市国民健康保険直営宇川診療所】

議案第149号 参考資料

選定基準			審査項目	配点 (満点)	社会福祉法人はしうど福祉会		失格点	
	個別配点	×3人			得点			得点率
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	30	100%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	120	運営の基準、サービス提供内容への取組み	30	18	78	65%	36未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51	33			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	15			
			利用者等の要望の把握	6	6			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	6			
施設の効率的な運用が図られるものであること。	30	90	収支計画の妥当性	30	21	57	63%	27未満
			収支改善策	15	6			
			指定管理料の多寡	45	30			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	20	60	経営理念の健全性	3	3	48	80%	18未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	24	12			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12			
			団体による本事業への支援体制	3	3			
			事務・会計処理の能力	6	6			
			従業員研修・教育の妥当性	6	6			
			雇用効果	6	6			
計【配点100×3人＝300】				300	213		71%	180未満

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 9 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第149号
京丹後市国民健康保険直営宇川診療所の指定管理者
の指定について

政策等
の区分

計画 ・ **事業** ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
京丹後市国民健康保険直営宇川診療所は、平成28年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和8年4月1日から3年間とする。 地方自治法第244条の2第3項の規定により社会福祉法人はしうど福祉会を指定管理者に指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	R8～R10年度					
	182,826			45,000	23,739	114,087
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
京丹後市国民健康保険直営宇川診療所の管理・運営については、平成28年度以降は市と現指定管理者の社会福祉法人はしうど福祉会とで行っており、指定管理者として大きな問題もなく、健全な管理・運営を行ってきた。 そうした状況を踏まえ、令和8年度以降も引き続き社会福祉法人はしうど福祉会が指定管理者として管理することが、合理的かつ効率的である。	指定管理者制度を継続することで、引き続き民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図ることができ、施設の一層の効用増加が期待できる。指定管理者に選定された候補者は、継続管理となるため本施設の管理運営全般を熟知しており、引き続き、利用者等が安心して利用しやすい施設として、管理運営されるものと期待できる。					
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
R7.5.12 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会	まちづくり 27の施策	5	持続可能な地域医療体制の充実			
R7.7.25 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として社会福祉法人はしうど福祉会を選定	○その他の計画(該当する場合のみ)					
《政策等の実施時期》	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。	医療部	医療政策課	有 ・ 無			